

### 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」等関係告示の平成21年5月1日施行に伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」及び「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」の一部が改正されました。

つきましては、下記の「レセプトの記載方法の変更について」を参照のうえ、ご請求くださいますようご協力お願いいたします。

#### レセプトの記載方法の変更について

1. 特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の受給者の場合、所得区分がわかるように特記事項欄に記載する。

現在、限度額適用認定証が提示された場合に、特記事項欄に所得区分を記載することとしている（上位＝17、一般＝18、低所得＝19）が、これを特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の受給者の場合にも広げることに対応する。

70歳未満	外来・入院
上位所得	17 上位
一般	18 一般
低所得者	19 低所

70歳以上	外 来	入 院
現役並み	17 上位	17 上位
一 般	18 一般	18 一般
低所得	19 低所	19 低所

外来には、調剤・訪問看護を含む。

## 2 多数回該当への対応

今回の見直しに伴う、特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の受給者の多数回該当に対応するため、所得区分に応じて、多数回該当の場合の特記事項のコードを追加する。

70 歳未満	多数回該当の場合 (入院のみ)	70 歳以上	多数回該当の場合 (入院のみ)
上位所得者	2 2 多上	現役並み	2 2 多上
一般	2 3 多一	一般	
低所得者	2 4 多低	低所得	・

多数回該当の場合には17・18・19は使用しない。

70歳以上の「一般」と「低所得」の場合、多数回該当はない。

特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業に係る多数回該当は、当該事業等の対象療養に係る高額療養の支給回数をカウントの対象とする。

また、入院のみに適用することとし、外来（在医総等含む）、調剤、訪問看護は対象としない。カウント方法は、患者毎、医療機関毎とする。

## 特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定を受けていない者について (経過措置)

特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定を受けていない場合の医療機関における特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の受給者の提示パターンとレセプトの取扱いについては、以下のとおりです。

なお、経過措置の期間は平成21年5月から9月までの間となっております。

### 【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
更新後の受給者証	受給者証の所得区分に応じた記載とする

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提 示 パ タ ー ン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
更新前の受給者証(受給者証に所得区分の記載がないもの)のみ	特記事項へは記載しない
更新前の受給者証+「3割(現役並み所得者)」の記載がある高齢受給者証等	「現役並み」として記載する
更新前の受給者証(改正前の様式の余白等に所得区分の記載がある場合)	余白等に記載されている所得区分に応じた記載とする
更新前の受給者証+限度額適用認定証	限度額適用認定証の適用区分に応じた記載とする

注: については医療機関の窓口で提示があった場合

## 乳幼児医療費助成事業の公費負担者番号の一部変更について

平成21年8月1日より乳幼児市町村別公費負担者番号が、多くの市町村で変更となりますので、各保険医療機関・保険薬局等の窓口においては、乳幼児医療費助成事業の受給券を再度ご確認くださいようお願いいたします。

乳幼児市町村別公費負担者番号が変更となる市町村につきましては、平成21年7月末日に各保険医療機関・保険薬局等に一覧表を送付いたします。

管理課 乳幼児医療係

電話 043(254)7364

また、詳細につきましては千葉県のホームページにも掲載されております。

ホームページアドレス

[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c\\_jika/bosiho/nyuyouji.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_jika/bosiho/nyuyouji.html)

## お 願 い

### 診療報酬請求書等の受付について

8月の診療報酬請求書等の受付締切日は10日(月)です。  
なお、特定健診・特定保健指導の請求は5日(水)が受付締切となります。  
また、請求の際には一般診療報酬と特定健診・特定保健指導の請求の判別  
ができるよう御協力をお願いします。